

担い手積立年金 (愛称)

農業の担い手には、手厚い政策支援 (保険料の国庫補助) があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

保険料補助は通常加入の要件に加え、次の3つの要件を満たす方が受けられます

①60歳までに**保険料納付期間等が20年以上**見込まれること。

(農業者年金の加入者が、出稼ぎで厚生年金に加入した期間や、農林漁業団体の常勤役員になって厚生年金に加入した期間なども含む)

②**必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下**であること

③右記の**区分1~5のいずれかに該当**する人

(40歳前に加入していれば条件を満たした時点で政策支援加入に変更することもできます。)

最長20年間、保険料補助が受けられます

保険料の補助が受けられる期間は、

①35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間

②35歳以上であれば10年以内。

通算して最長20年間 (補助額は最高216万円) です。

国庫補助額も自分の年金として受け取れます

国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、

原則65歳から特例付加年金として受給できます。

特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。自分で積み立てた分は、原則65歳から農業者老齢年金として受給することができますので、65歳から農業者老齢年金を受給しながら農業を続け、本人の体力などに応じて特例付加年金の受給時期を決めることができます。

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで (25歳未満の場合は10年以内) に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

●保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。
(注)区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属

農業者老齢年金と特例付加年金



詳しくは

農業委員会事務局・お近くのJA、または農業者年金基金にお問い合わせください。

- 下野市農業委員会事務局 Tel.48-2116
- JAうつのみや南河内支所 Tel.48-2211
- JAおやま石橋支店 Tel.53-1344
- JAおやま国分寺支店 Tel.44-1115
- 農業者年金基金 Tel.03-3502-3199



今年には農業委員の改選の年である。農業委員選挙人名簿の調整をしていて解ることだが、年々登載者数が減ってきている。

おりしも、政府は、規制改革会議の答申を受け、農業委員の公選制を廃止し選任制へ移行させるようである。昭和26年の制度創設以来の大改革である。公選制が廃止となっても、以前と同様に地域の農業者の信任を得た人が選任されるようにすることが重要である。

選挙であれ選任であれ、委員は公平・公正性と中立性を持って活動しなければならない。

我々事務局も然りである。今後より一層独立行政委員会としての職務と職責を果たしていかなければならないと思う。

編集後記



農業委員会事務局

農地を守り、担い手を応援する専門情報紙

全国農業新聞



旬の情報で経営を支援！
この国の農と食を伝えます

購読料
月700円
(送料消費税込)

毎週
金曜日
発行

普及推進月間
平成27年9月~11月